

(別添)

建築士の懲戒処分情報

処分年月日	氏名	建築士の別	登録番号	処分の内容	監督処分の原因となった事実
平成30年10月19日	五十嵐 一郎	二級建築士	第5356号	業務停止3月間 (平成30年11月1日から 平成31年1月31日まで)	建築基準法第6条の2第1項の規定による確認 済証を偽造し、その写しを工事施工者に渡した。 また、確認済証の交付を受けずに工事が行わ れることを容認した。